主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人吉弘基彦の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また 記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	齌	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	岩	松	Ξ		郎